

旅行に関する条件書（募集型企画旅行契約・要約）

基準日 2023年2月1日

【総則】

ぐんま子どもの旅が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます）はこの約款に定めるところによります。この約款で「募集型企画旅行契約」とは、当社が旅行者の募集のためあらかじめ旅行の目的地、日程、旅行社が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

【お申し込み・契約成立の時期】

当社所定の参加申込書を当社が受け取り、旅行代金を当社が收受した時点で成立いたします。

【旅行代金に含まれるもの】

交通費、宿泊料、食事代（日程表〇印や野または回数で表記）、入場料、プログラム運営費用、現地指導者費用、リーダー同行費用、添乗員同行費用、写真代（引率者撮影）、旅行傷害保険料（補償金額は最下段の特別補償の項目に記載してあります）

【旅行代金に含まれないもの】

集合地までの交通費、個人的な費用、体験プログラムにより用具をお持ちでない方（シュラフ・シュノーケル等）の購入費用、参加者の傷害・疾病に対する医療費および医療行為にかかる一切の費用

【旅行契約内容・代金の変更】

当社は、運輸機関のスケジュール変更や悪天候等現地事情により、内容および代金を変更することがあります。

【取消料】

お客様は、いつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。（取消日は当社営業時間内に受け付けた日）

出発日の前日から起算して21日前までの取り消し·····全コース無料

出発日の前日から起算して20日前～8日前までの取り消し·····旅行代金の20%

出発日の前日から起算して8日前～2日前までの取り消し·····旅行代金の30%

出発日の前日の取り消し·····旅行代金の40%

出発日当日の取り消し·····旅行代金の50%

出発後·····旅行代金全額

【当社の責任】

当社または手配代行者の責任でお客様に損害を与えた場合には、損害を賠償いたします。

【旅程補償】

当社の責任で確定書面（出発までにお渡しする旅のしおりに記載の日程）に重要な変更が行われた場合、その変更の内容に応じて変更保証金を支払います。

【お客様の責任】

お客様の故意または過失、法令に反する行為等により当社が損害を被った時は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

【最少催行人員】

募集要項（パンフレット）記載の最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止することがあります。その場合、出発日の21日前までに文書またはお電話にて通知いたします。（旅行代金をお支払いいただいている場合には全額返金いたします）

【特別補償】

お客様が参加中に急激かつ偶然な事故により身体に傷害を被ったときに、旅行業法に基づき旅行者またはその法定相続人に補償金等を支払います。（東京海上日動・国内旅行傷害保険に加入します）

死亡保険金 1000万円 後遺障害保険金 障害の程度に応じ最高 1000万円

入院保険日額 6050円（1事故 180日を限度） 通院保険日額 3700円（1事故 90日を限度）

ただしお客様の故意、重大な過失、疾病および戦争・暴動、地震・噴火・津波等自然災害のものによる事故は補償対象外です。

※上記に記載のない部分は標準旅行業約款に記載されています（国土交通省標準旅行業約款でネット検索できます）